



長野県報

7 月 28 日(月)
令和 7 年
(2025 年)
第 628 号

目次

規則

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）..... 1

告示

公共測量の実施（4 件）（建設政策課）..... 1

土地収用法に基づく事業の認定（建設政策課）..... 3

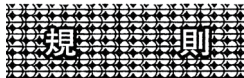
令和 8 年度長野県立高等学校入学者選抜要綱（高校教育課）..... 4

公告

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定による届出及び届出書の縦覧（5 件）（産業立地・IT 振興課）..... 4

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（2 件）（都市・まちづくり課）..... 8

特定調達契約に係る一般競争入札（契約・検査課）..... 9



規則

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 7 年 7 月 28 日

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

長野県人事委員会規則第 16 号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和 45 年長野県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 のアの知事の事務局の項中「企画経営部長」を「研究企画・知的財産部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料の特別調整額に関する規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

人事委員会事務局



告示

長野県告示第 333 号

関東地方整備局長野国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和 7 年 7 月 28 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 基準点測量、水準測量、現地測量

- 2 作業期間
令和7年7月22日から令和8年1月30日まで
- 3 作業地域
長野市

建設政策課

長野県告示第334号

長野県林務部森林政策課長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年7月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 空中写真撮影
- 2 作業期間
令和7年7月20日から令和7年12月19日まで
- 3 作業地域
岡谷市、諏訪市、伊那市、茅野市、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町、上伊那郡箕輪町、上伊那郡南箕輪村、上伊那郡宮田村、木曽郡上松町、木曽郡南木曽町、木曽郡木曽町、木曽郡木祖村、木曽郡王滝村、木曽郡大桑村

建設政策課

長野県告示第335号

長野県松本地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年7月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 用地測量
- 2 作業期間
令和7年7月31日から令和8年3月25日まで
- 3 作業地域
塩尻市

建設政策課

長野県告示第336号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年7月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 道路台帳図補正
- 2 作業期間
令和7年8月5日から令和8年3月31日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課

長野県告示第337号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和7年7月28日

長野県知事 阿 部 守 一

1 起業者の名称

松本市

2 事業の種類

（仮称）松本市第一学校給食センター整備事業

3 起業地**(1) 収用の部分**

松本市梓川梓地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由**(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）**

（仮称）松本市第一学校給食センター整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当する。よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

起業者である松本市は、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められる。よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）**ア 本件事業の施行により得られる利益**

松本市では、現在小学校28校、中学校19校を対象に、親子方式の調理場3施設、学校給食センター5施設で約18,000食の学校給食を提供している。このうち4施設の学校給食センターは、建設から年数が経過し設備の老朽化が課題となっており、厨房設備の不具合が頻発するなど、安全安心な学校給食の提供に支障が生じている。

こうした状況を改善するため、松本市では令和4年11月に松本市学校給食センター再整備基本方針を定め、学校給食法（昭和29年法律第160号）第9条の学校給食衛生管理基準に合致した施設を計画的に整備することになり、本件事業の対象となる「（仮称）松本市第一学校給食センター」は、特に老朽化が著しい波田学校給食センターと梓川学校給食センターに代わる施設として、両センターを統合して新たに整備する施設である。

本件事業の施行により、ドライシステムの完全導入、汚染作業区域と非汚染作業区域の作業区分の明確化等、学校給食法第9条の学校衛生管理基準が定める衛生管理が可能となり、児童生徒への安全安心な学校給食の提供を確保することができる。

また、松本市の今後の児童生徒数の推計に基づく学校給食センター全体の配食数を見直すことが可能となり、松本市学校給食センター再整備基本方針を計画的に実施することができる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地（以下「本件起業地」という。）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、周辺環境等から選定された3つの候補地を、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と、本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）**ア 本件事業を早期に施行する必要性**

(3)のアのとおり、安全安心な学校給食の提供を確保するため、老朽化した学校給食センターに代わる施設を整備するための用地を取得する本件事業は、早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

- ウ 収用する公益上の必要性
以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。
- 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
松本市東部学校給食センター

建設政策課

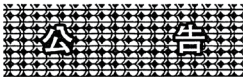
長野県教育委員会告示第2号

令和8年度長野県立高等学校入学者選抜要綱を次のとおり定めました。
令和7年7月28日

長野県教育委員会

- 1 要綱の名称
令和8年度長野県立高等学校入学者選抜要綱
- 2 要綱の内容
要綱の内容は、長野県教育委員会のホームページ (<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/jukense/index.html>) に掲載しました。

高校教育課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年7月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
飯山ショッピングタウン
飯山市大字静間字町尻1388番地2号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
DCM株式会社
東京都品川区南大井六丁目22番7号
株式会社スワロースキー
飯山市大字静間1382番地1号
ITXコミュニケーションズ株式会社
神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
DCM株式会社	石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号
株式会社スワロースキー	丸山 哲	飯山市大字静間1382番地1号
ITXコミュニケーションズ株式会社	高田 泰司	神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28号